

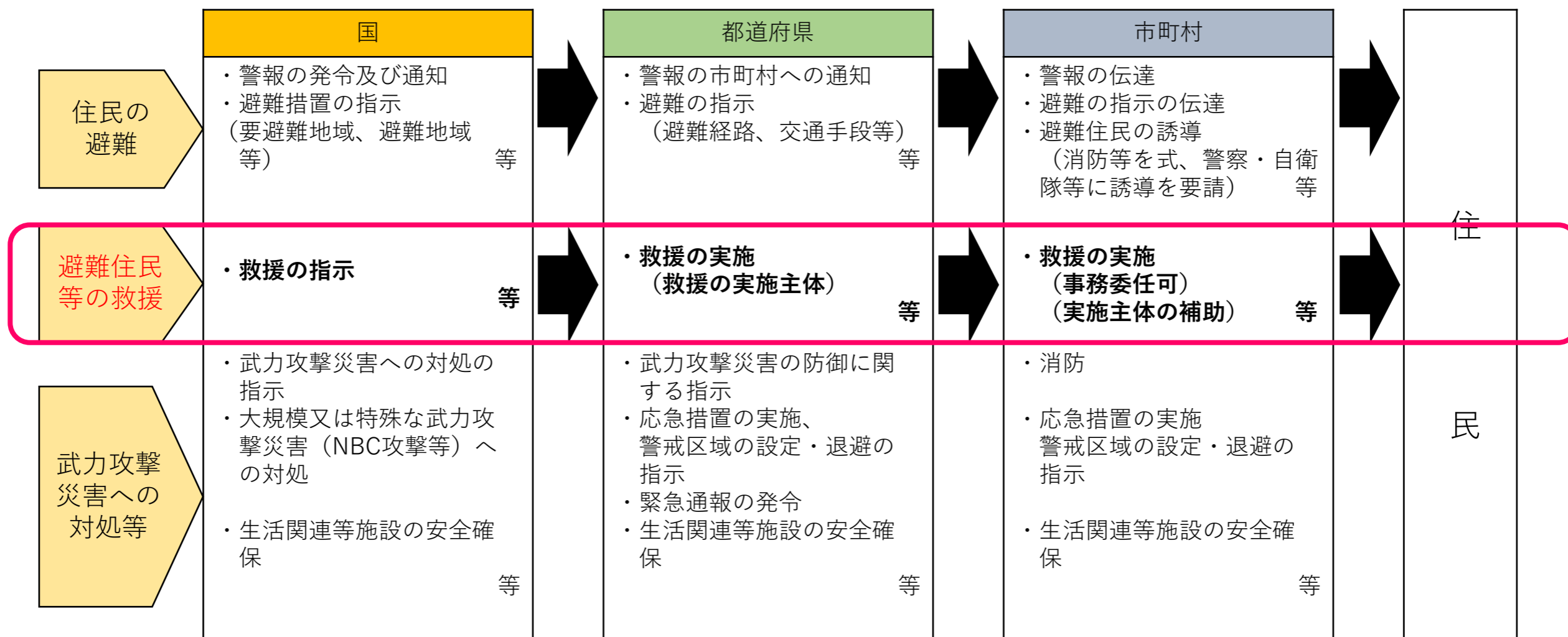
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号） 救援の実施（法第75条第1項）に関する概要

※国民保護法は、内閣官房が所管し平成16年6月成立、同年9月施行、避難住民等の救援の実施について平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。
 ※国民保護法（平成16年法律第112号。以下「法」という。） 国民保護法施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）

1. 国民保護法の目的

- 武力攻撃事態等において、**国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的**とする。
- 武力攻撃事態等において、国民を保護するため、「住民の避難」、「**避難住民等の救援**」、「**武力攻撃災害への対処等**」について、その具体的内容が定められている。
- 緊急対処事態（テロ等）においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置実施することとされている。

2. 国民保護法に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

指定公共機関・指定地方公共機関との連携：

- ・放送事業者による警報等の放送、
- ・日本赤十字社による救援への協力、
- ・運送事業者による住民・物資の運送、
- ・電気・ガス等の安定的な供給

3. 救援の概要

- 対策本部長は、住民の避難が必要であると認めるとき、武力攻撃災害が発生したときは、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに救援に関する措置を講ずるべきことを指示するものとする。（法第74条第1項及び第2項）
- 都道府県知事は、上記による「救援の指示」を受けたときは、当該都道府県の区域内に在る避難住民等で避難を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、必要な救援を行わなければならない。（法第75条第1項）

4. 救援の実施主体

- 当該被災者が発生した地域の都道府県知事：**救援の実施主体**（法第76条第1項）
- 市町村（特別区を含む）：救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。（法第76条第1項）
都道府県知事が行う救援を補助することができる。（法第76条第2項）

5. 救援の種類

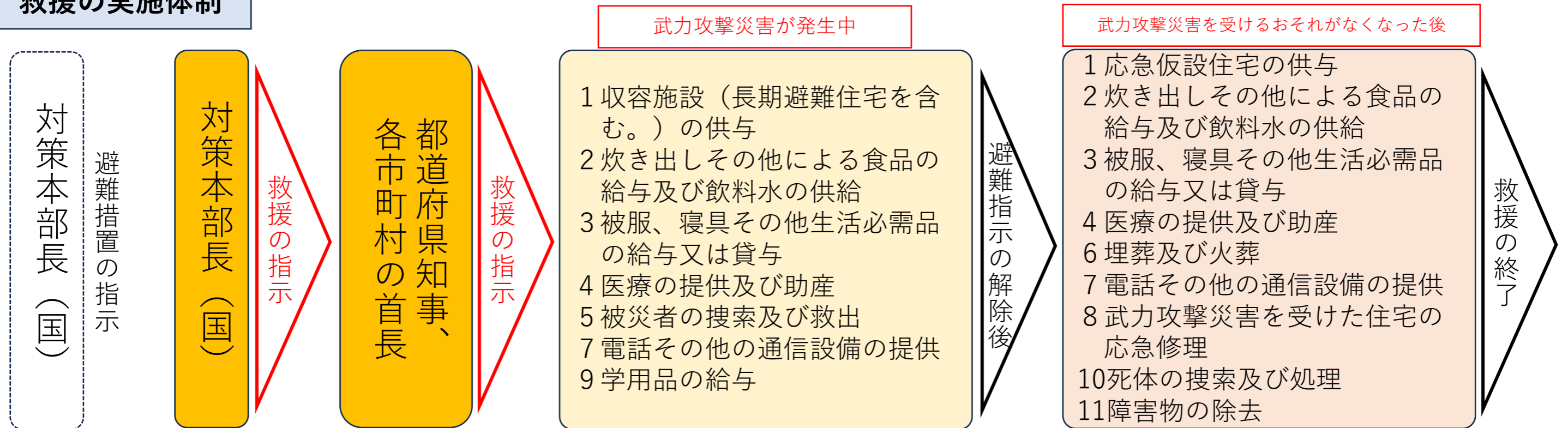
(1) 収容施設（避難所）の供与	(6) 医療の提供・助産	(11) 学用品の給与
(2) 長期避難住宅、応急仮設住宅の供与	(7) 被災者の捜索及び救出	(12) 死体の捜索・処理
(3) 炊き出しその他による食品の給与	(8) 埋葬及び火葬	(13) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
(4) 飲料水の供給	(9) 電話その他通信設備の提供	
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給貸与	(10) 武力攻撃災害を受けた住民の応急修理	

- **一般基準**：救援の程度、方法及び期間の基準（※）は、災害救助法の一般基準を勘案して、あらかじめ内閣総理大臣が定める。（※令第10条第1項及び第2項、平成25年内閣府告示第229号第1条第1項）
- **特別基準**：一般基準では救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別基準（※）を定める。（※平成25年内閣府告示第229号第1条第2項）

6. 日本赤十字社による措置

- **日本赤十字社は都道府県知事が行う救援に協力**しなければならない。(法第77条第1項)
- 日本赤十字社に救援に関し地方公共団体以外の団体又は協力についての連絡調整を行わせることができる。(法第77条第2項)
- 都道府県知事は、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。(法第77条第3項)

7. 救援の実施体制



8. 国庫負担等

- **避難住民等の救援に関する措置に要する費用**は、その実施について責任を有する**内閣府が支弁（全額国庫負担）** (法第164条)
- ただし、以下に掲げる費用は**地方公共団体が負担** (法第168条)
 - ・ **地方公共団体の職員の給与及び扶養手当その他政令で定める手当** (地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、期末・勤勉手当、寒冷地手当、退職手当等) (令第48条)
 - ・ **地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用**で政令で定めるもの (消耗品費、通信費その他の費用 (国民の保護のための措置の実施により増加し、又は新たに必要になったものを除く)) (令第49条)
 - ・ **地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用**で政令で定めるもの (具体的には、施設管理のために通常必要とされる人件費、用度品費、高熱水料、通信費、補修・修繕に要する費用や施設に係る賦課金) (令第50条)

9. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度、方法の基準 (平成25年10月内閣府告示第229号)

※本法は、内閣官房が所管し平成16年6月成立、同年9月施行、避難住民等の救援の実施について平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

条項	救援項目	救援の概要	一般基準
2条	避難所の供与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれがある者を収容するものであること。 ○ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。 ※ 避難所の供与期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで 	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 福祉避難所を設置した場合は、当該地域において当該特別配慮のために必要な通常の実費を加算することができる
2条	長期避難住宅の供与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができること。 ○ 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。 ※ 長期避難住宅の供与期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで (建築基準法第85条第1項、第3項～第5項に定める期間) 	【長期避難住宅(建設型)】 1戸当たり平均 6,775,000円以内
2条	応急仮設住宅の供与	避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの ※ 応急仮設住宅の供与期間は、建築基準法第85条第1項、第3項～第5項に定める期間	【応急仮設住宅(建設型)】 1戸当たり平均 6,775,000円以内
3条	炊き出しその他による食品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所に収容された者 ○ 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできないもの ○ 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家の被害を受け避難する必要があるもの ※ 給与期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで 	1人1日(3食)当たり 1,230円以内
3条	飲料水の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者 ※ 給与期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで	当該地域における通常の実費
4条	被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 ○ 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じて前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができる。 	夏季(4月～9月)単価は下表 冬季(10月～3月)単価は下表

条項	救援項目	救援の概要				一般基準			
		世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人を増すごとの額	
			夏期	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
			冬期	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
5条	医療の提供・助産	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、医療の途を失った者又は助産の途を失った者 ※ 提供期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで				【医療】 ・救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損の実費 ・病院又は診療所・・・国民健康保険の診療報酬の額以内 ・施術所・・・協定料金の額以内 【助産】 ・救護班等による場合は、使用した衛生材料の実費 ・助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			
6条	被災者の捜索及び救出	避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は安否不明の状態にあるものを捜索し、又は救出するもの ※ 被災者の捜索及び救出は、最も緊急を要するものであり、可能な限り速やかに実施				当該地域における実費			
7条	埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際の死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うこと				1体当たり 大人（12歳以上）219,100円以内 小人（12歳未満）175,200円以内			
8条	電話その他の通信設備の提供	電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させること ※ 提供期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで				当該地域における実費			
9条	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が準半壊以上の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者				居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①半壊（半焼）以上世帯 706,000円以内 ②準半壊世帯 343,000円以内			

	救援項目	救援の概要	一般基準
10条	学用品の給与	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒及び高等学校生徒	①教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ②文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円
11条	死体の搜索及び処理	避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	【死体の搜索】 当該地域における実費 【死体の処理】 (洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 (一時保存) ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外借上費：1体当たり5,400円以内 救護班における検案以外は慣行料金
12条	武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	半壊した住家であって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない場合に実施するもの	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均138,700円以内
13条	救援のための輸送及び賃金職員等雇上費	必要に応じて、救援のための輸送や賃金職員等雇上を行うことができる。 ※ 輸送及び雇上期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで	当該地域における通常の実費

(参考条文)

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において**武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること**の重要性に鑑み、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、**住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置**その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって**武力攻撃事態等における国民の保護のための措置**を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第七号まで（第三号及び第四号を除く。）、第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。

2 この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

3 この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置（第六号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）

をいう。

一 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置

二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

四 運送及び通信に関する措置

五 国民の生活の安定に関する措置

六 被害の復旧に関する措置

4 この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(国民に対する情報の提供)

第八条 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置に関し、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。

2 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努めなければならない。

(留意事項)

第九条 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意しなければならない。

2 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保しなければならない。

(警報の発令)

第四十四条 対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令しなければならない。

2～3 略

(避難措置の指示)

第五十二条 対策本部長は、第四十四条第一項の規定により警報を発令した場合において、住民の避難（屋内への避難を含む。以下同じ。）が必要であると認めるときは、基本指針で定めるところにより、総務大臣を経由して、関係都道府県知事（次項第一号又は第二号の地域を管轄する都道府県知事をいう。以下この節において同じ。）に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

2～8 略

(救援の指示)

第七十四条 対策本部長は、第五十二条第一項の規定により避難措置の指示をしたときは、基本指針で定めるところにより、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

2 対策本部長は、武力攻撃災害による被災者が発生した場合において、当該被災者の救援が必要であると認めるときは、当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

(救援の実施)

第七十五条 **都道府県知事は**、前条の規定による指示（以下この項において「**救援の指示**」という。）を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、**当該都道府県の区域内に在る避難住民等**（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）**で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、次に掲げる救援**（以下単に「**救援**」という。）**のうち必要と認めるものを行わなければならない**。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、当該救援の指示を待たないで、これを行うことができる。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。第八十二条において同じ。）の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療の提供及び助産
- 五 被災者の捜索及び救出
- 六 埋葬及び火葬
- 七 電話その他の通信設備の提供
- 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

2 救援は、都道府県知事が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村長による救援の実施等）

第七十六条 **都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。**この場合において、都道府県知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

2 前項の規定により**市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救援を補助するものとする。**

（日本赤十字社による措置）

第七十七条 **日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、都道府県知事が行う救援に協力しなければならない。**

2 政府は、日本赤十字社に、**政府の指揮監督の下に、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第八十条第一項の協力を除く。）についての連絡調整を行わせることができる。**

3 **都道府県知事は、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。**

(緊急物資の運送)

第七十九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事及び市町村長にあっては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、**避難住民等の救援に必要な物資及び資材**その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材（次項及び第一百五十五条第一項において「緊急物資」という。）**の運送を求めることができる。**

2 第七十一条第二項、第七十二条及び第七十三条の規定は、緊急物資の運送について準用する。

(救援への協力)

第八十条 都道府県知事又は都道府県の職員は、救援を行うため必要があると認めるときは、**当該救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請することができる。**

2 前項の場合において、都道府県知事及び都道府県の職員は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第八十一条 都道府県知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る。次条第一項及び第八十四条第一項において単に「物資」という。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 都道府県知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県知事の行う救援を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

(応援の指示)

第八十六条 内閣総理大臣は、**都道府県知事が行う救援について、他の都道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。**

(救援の支援)

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、**都道府県知事から救援を行うに当たっての支援を求められたときは、救援に係る物資の供給その他必要な支援を行うものとする。**

(救援に係る内閣総理大臣の是正措置)

第八十八条 内閣総理大臣は、救援に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の救援が関係都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の救援を行うべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行ってもなお所要の救援が当該関係都道府県知事により行われないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るため特に必要があると認める場合であって事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら又は関係大臣を指揮し、当該所要の救援を行い、又は行わせることができる。

(国民の保護のための措置等に要する費用の支弁)

第六百六十四条 **法令に特別の定めがある場合を除き、国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。**

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

第六百六十五条 第十二条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第八十六条又は第一百九条の規定により**他の地方公共団体の長等の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。**

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(都道府県知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第六百六十六条 第十四条第一項に規定する市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該市町村の長が実施した**国民の保護のための措置又は当該市町村に対して他の市町村の長が実施した応援のために通常要する費用で、同項に規定する市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該市町村の属する都道府県が支弁する。**

(市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁)

第百六十七条 **都道府県は、都道府県知事が第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁しなければならない。**

2 **都道府県知事は、第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の所在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。**

(国及び地方公共団体の費用の負担)

第百六十八条 次に掲げる費用のうち、**第百六十四条から前条まで**(第百六十五条第二項及び前条第二項を除く。第三項において同じ。)の規定により地方公共団体が支弁したもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国が負担する。ただし、地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるものについては、地方公共団体が負担する。

一 第二章に規定する住民の避難に関する措置に要する費用

二 **第三章に規定する避難住民等の救援に関する措置に要する費用**

三 第四章に規定する武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用

四 第百五十九条から第百六十一条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用(地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)

2 第四十二条第一項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第百六十四条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担する。

3 前二項の規定により国が負担する費用を除き、第百六十四条から前条までの規定により地方公共団体が支弁する費用については、地方公共団体が負担する。

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）（抄）

（政令で定める救援）

第九条 法第七十五条第一項第八号の政令で定める救援は、次のとおりとする。

- 一 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- 二 学用品の給与
- 三 死体の捜索及び処理
- 四 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（救援の程度、方法及び期間）

第十条 法第七十五条第三項に規定する**救援の程度及び方法は**、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の基準を勘案して、**あらかじめ、内閣総理大臣が定める。**

2 法第七十五条第三項に規定する救援の期間は、法第七十四条の規定による指示があった日（法第七十五条第一項ただし書の場合にあっては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとする。

（市町村長による救援の実施に関する事務の実施）

第十一条 災害救助法施行令第十七条の規定は、都道府県知事が法第七十六条第一項の規定により救援の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第十七条第二項中「法第七条から第十条まで」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第八十条から第八十五条まで」と、同条第三項中「法の規定」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の規定」と読み替えるものとする。

（救援の実施に必要な物資）

第十二条 法第八十一条第一項の政令で定める物資は、次のとおりとする。

- 一 医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品
- 二 飲料水
- 三 被服その他生活必需品
- 四 建設資材（法第八十九条第一項に規定する収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る。）
- 五 燃料
- 六 前各号に掲げるもののほか、法第七十五条第一項第五号から第八号までに掲げる救援の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めるもの